



●とき 平成16年12月23日(木) 入場無料
11:00~16:30

●ところ トナカイ観光牧場

★各種ゲームや手打ちそばの実演・試食、ミニ花火大会など、イベントが目白押し



トナカイやサンタクロースと一緒に楽しい一日を過ごしましょう

無料送迎バスも運行します。

台風に円陣組めり牧の牛
台風の去りて野仏笑み給ふ
台風の去りたる空に茶毬煙り
台風やドミノ倒しの防風林
台風来屋根に石置く渋の家
一筋の道に戻るや台風過ぎ
置き土産並べし渋や台風通り
牛が喰ぐ台風一過の地の涙り

田 奥 沢 佐 福 小 藤 横
中 田 田 藤 田 林 岡 山
徹 広 小 光 喜 久 美 貞
男 吉 浪 朗 敏 美 雄

十月定例俳句会

幌延ほおづき俳句会

平成17年1月1日スタート

自動車のリサイクルがはじまります

リサイクルのネックとなっていたシュレッダースト、その処理が新たな環境問題となっているフロン類、エアバッグ類のリサイクルや適正処理を推進するため、「自動車リサイクル法」が制定され、それに伴い自動車の所有者にリサイクル料金の支払いが義務付けられます。

対象となる自動車は?

被けん引車、二輪車、大型・小型特殊自動車、その他農業機械等の自動車・架装物をのぞくすべての自動車が対象となります。

リサイクル料金について

車のメーカーや車種によって1台ごとに違います。(具体的な料金は各自動車メーカー・輸入業者が設定し、公表しています。詳しくは各メーカー等にお問い合わせください。)

平成17年1月以降、新車の場合は購入時に、今お持ちの車については車検の際に、車検を受ける前に廃車とする場合は廃車時に、支払いが必要です。

*支払いを証明する書類として発行されるリサイクル券は、今後の登録、車検や廃車の際に必要となりますので、車検証などと一緒に保管してください。

なお、リサイクル料金支払済みの自動車を中古車として売買する際は、次の所有者から車両価格の他に、リサイクル料金相当額を支払うことが必要です。

問い合わせ

財団法人自動車リサイクル促進センター
☎03-5673-7396 (自動車リサイクルシステム)
ホームページ：<http://www.jarc.or.jp>

環境生活部環境室循環型社会推進課
☎011-231-4111 (内線24-322)
ホームページ：<http://www.pref.hokkaido.jp/keselkatu/ks-khbts>